

介護職員の処遇改善を求める意見書の提出について

介護職員の処遇改善を求める意見書を別紙のとおり提出するものとする。

平成29年12月14日提出

秦野市議会文教福祉常任委員会

委員長 山下博己

提案理由

安全・安心の介護を実現するため、介護職員の処遇改善について実質的な対策を講じるよう、国に意見書を提出するものであります。

介護職員の処遇改善を求める意見書

超高齢社会を迎え、介護ニーズが高まるなか、サービス提供を担う介護職員を確保することは重要な課題であるが、低賃金・重労働という処遇の問題から離職率が高く、人材確保が難しい状況にある。

平成21年10月から処遇改善に向けた取り組みとして、介護職員処遇改善交付金制度が導入され、平成24年度の介護報酬改定においては、安定的処遇改善を図るため、交付金制度が廃止され、介護職員処遇改善加算が創設された。

しかし、平成27年度の介護報酬改定では、処遇改善加算は強化されたものの、基本報酬が引き下げられたため、事業所の運営に甚大な影響を及ぼすとともに、利用者の安全や介護の質にも影響を及ぼしかねない事態となった。

また、介護保険制度の持続可能性を確保していくためには、財源と人材を効率的に活用する仕組みづくりとともに、被保険者に過重な負担がかかることのないよう配慮することも必要である。

厚生労働省は、平成37年には37.7万人の介護人材が不足すると推計しているが、人材不足は地方自治体の介護施策にも深刻な影響を与えることから看過できない問題である。

したがって、国においては、安全・安心の介護を実現するため、介護職員の処遇改善について実質的な対策を講じるよう要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年12月14日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 様
財務大臣
厚生労働大臣

秦野市議会議長 阿蘇佳一